

耐震改修補助事業概要(住宅)



1. 対象となる建築物

- ・所沢市内にある民間建築物であること
- ・昭和56年5月31日以前に工事に着手した建築物であること
- ・建築基準法の規定に違反していないもの
- ・兼用住宅の場合は、住宅以外の床面積が延べ面積の1/2以下であること

- * 補助金の交付申請を行う前に、耐震改修工事の契約や耐震改修工事に着手した場合、補助金は受けられません。
- * 補助額の千円未満の端数は切り捨てとなります。
- * 当該事業では耐震改修設計は補助対象に含まれません。
- * リフォーム工事と併せて行う場合、耐震改修に要する費用のみが補助対象となります。
- * 申請年度の1月31日までに実績報告を行ってください。

対象建築物	申請者	補助金額	次のいずれかのうち、一番低い額が補助金額となります。
一戸建ての住宅 ・兼用住宅	建築物所有者 } 建築物居住者 } のどちらか	耐震改修に要した費用 ¹ の23% 上限額30万円	
長屋・共同住宅 (賃貸、分譲共)	建築物所有者	【構造問わず】 耐震改修に要した費用 ¹ の23% 住戸数×20万円 上限額300万円	

1: 住宅・建築物安全ストック形成事業に係る基礎額(社会資本整備総合交付金交付要綱(平成22年3月26日国官会第2317号)附属第 編イ - 16 - (12) - に定める基礎額)を限度とする。

2. 補助対象となる耐震診断及び耐震改修

	木造		木造以外
耐震改修の内容	上部構造評点 ² が1.0未満	構造耐震指標 ³ _w が1.0未満	構造耐震指標 ³ _s が0.6未満
	上部構造評点 ² が1.0以上	構造耐震指標 ³ _w が1.0以上	構造耐震指標 ³ _s が0.6以上
<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; width: fit-content; margin: 0 auto;"> 安全性を評価した結果について別表3に掲げる第三者機関による審査を受けて適正と認められたもの </div>			
設計又は工事監理者	建築士事務所(木造の住宅にあっては、原則として市内に営業所を有する事務所 ⁴)に所属している建築士		
施工者	建設業法の規定による建設業者で、原則として市内に営業所を有するもの ⁴		

2 3: 建築物の構造強度を示す指標の一つです。

4: 市外に営業所を有する事務所へ依頼する場合は、理由書を提出すること。

別表3 (第三者機関による審査)

検査機関名称	連絡先住所	電話番号	備考
一般社団法人埼玉県建築士事務所協会	埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目1-7 埼玉建産連会館5階	048-864-9313	
一般社団法人埼玉建築設計監理協会	埼玉県さいたま市南区鹿手袋4丁目1-7	048-861-2304	
株式会社東京建築検査機構	東京都中央区東日本橋1-1-4 東日本橋M1ビル	03-5825-7680	評定事業部
ビューローベリタスジャパン株式会社	東京都新宿区西新宿1-6-1 新宿エルタワー 17階	03-5325-7338	建築評定部
一般財団法人 ベターリビング	東京都千代田区富士見2-7-2 ステージビルディング	03-5211-0556	診断・評定部
富士建築センター 株式会社	神奈川県川崎市麻生区万福寺1-1-1 新百合ヶ丘シティビルディング3階	044-959-6786	
日本建築検査協会株式会社	東京都中央区日本橋3-13-1 1 油脂工業会館6階	03-6202-3840	建物診断部
株式会社国際確認検査センター	東京都中央区八重洲2-4-1 常和八重洲ビルB1F	03-5200-0555	構造計算適合性判定部
ハウスプラス確認検査株式会社	東京都港区芝5-33-7 徳栄ビル本館4階	03-5962-3830	業務品質部
株式会社都市居住評価センター	東京都港区虎ノ門1-1-21	03-3504-2461	性能評価試験事業部
株式会社グッド・アイズ建築検査機構	東京都新宿区百人町2-16-1 5 M・Yビル2階	03-3362-0458	環境DDストック事業部
株式会社J建築検査センター	東京都渋谷区渋谷一丁目13-9	03-5464-7778	建物評価部
アウェイ建築評価ネット株式会社	東京都新宿区新小川町9-27 叢岳館ビル3階	050-5822-3647	耐震評定部
特定非営利活動法人 耐震総合安全機構	東京都文京区音羽1-20-16 PAL音羽ビル7階	03-6912-0772	

申請手続について

1. 補助申請 (耐震改修を行う前に申請してください。)

「所沢市我が家の耐震改修補助金交付申請書(様式第1号)」と一緒に、以下の書類を提出してください。

チェック欄	必要書類一覧
	補助の対象となる建築物の建築時期を明確にできる書類 (例:固定資産税納税通知書の写し、登記簿謄本、固定資産税評価証明書、完了検査済証など)
	補助の対象となる建築物の所有者であることが確認できる書類(所有者が法人の場合:登記事項証明書) * 一戸建ての住宅又は兼用住宅の耐震診断の場合:補助の対象となる建築物に居住していることが確認できる書類 (所有確認の例:固定資産税納税通知書の写し、登記簿謄本、固定資産税評価証明書など) (居住確認の例:運転免許書、住民票など)
	付近見取図
	耐震診断報告書(診断計算書、現地調査写真、配置図及び現況図面を含む)
	耐震改修に係る報告書(所沢市我が家の耐震改修補助金交付要綱第3条第1項の規定によるもの)
	耐震改修の工事費内訳書の写し(耐震補強に係る部分に限る)
	耐震改修の工事費内訳書に対応する工事範囲及び工事方法を示した図面(対象範囲等につきましては別紙「耐震改修の依頼を受けた建築士の方へ」参照)
	耐震改修設計又は工事監理を行う建築士の資格及び建築士事務所登録の確認できる書類 (必要書類:建築士免許書の写し、建築士事務所登録通知書の写し)
	耐震改修工事を行う建設業者の建設業許可書の写し
	耐震改修の実施の決議がなされていることが確認できる書類(区分所有の場合のみ)
	建築物の所有者が申請者以外にいる場合、耐震改修工事の実施について当該所有者の合意があることを証する書類(木造の住宅又は区分所有の共同住宅を除く)
	3者以上による入札又は見積書の徴収を行った結果が分かる書類(一戸建ての住宅又は兼用住宅の工事に係るものを除く)
	委任状(代理者によって申請をする場合のみ)
	その他市長が必要と認める書類

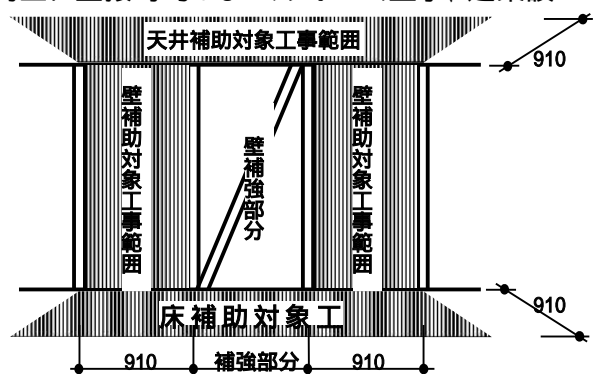
* 耐震改修工事に要する費用

耐震改修計画に基づいて行う工事の監理業務及び、耐震改修において必要不可欠な構造部材、耐力壁、またそれらの設置に伴う補強金物、接合金物等、基礎工事等、構造耐力上の評定向上に直接寄与する工事とその部分の復旧に要した費用をいいます。構造耐力の評定向上に直接寄与しないリフォーム工事、建築設備関係等の工事に係る工事費用は補助対象となりません。

* 補助金交付申請書に添付する工事費内訳書の写しについて

見積書における工事内容が確認できるように、対象建築物の現況図面及び耐震改修工事範囲及び工事方法がわかる図面の作成をお願いします。

「耐震改修工事」と「リフォーム工事」を同時に行う場合、「耐震改修工事」と「リフォーム工事」の見積りを明確に区分すると共に、各々の工事範囲がわかる図面の作成をお願いします。なお、両工事を区分する際に「耐震改修工事」の影響範囲の考え方として【例1】を参考にしてください。



【例1】 耐力壁(筋交い)を設置した場

2. 変更申請

申請内容等に変更があった場合「所沢市我が家の耐震改修補助金交付申請変更申請書(様式第4号)」に変更内容が確認できる書類を添付して、速やかに提出してください。

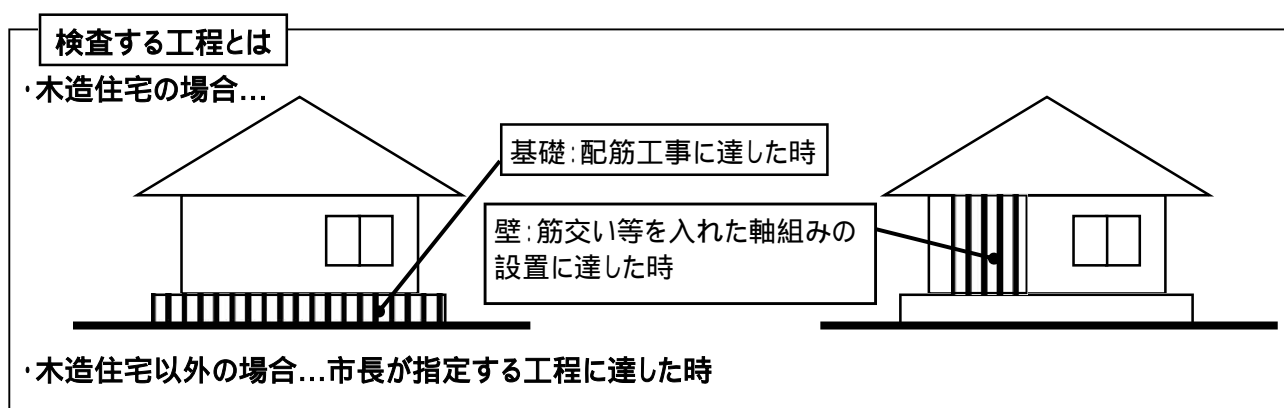
3. 取り下げ申請

・補助金交付適合通知書が出る前に、申請を取り下げる場合、速やかに「所沢市我が家の耐震改修補助金交付申請取下届(様式第12号)」を提出してください。

・補助金交付適合通知書が出た後に、申請を取り下げる場合、速やかに「所沢市我が家の耐震改修補助金交付申請取下届(様式第5号)」を提出してください。

4. 特定工程の調査

検査する工程にさしかかりましたら、所沢市役所建築指導課に連絡をし、具体的な検査日時を決めてください。検査当日は市職員がお伺いし、検査を行います。



5. 実績報告 (耐震改修が終了した後(申請年度の1月31日まで)に提出してください。)

「所沢市我が家の耐震改修実績報告書(様式第6号)」と一緒に、以下の書類を提出してください。

チェック欄	必要書類一覧
	耐震改修報告書(工事施工箇所の写真及びその箇所を示した平面図) * 工事施工箇所の写真:施工前、施工中及び施工後に写した写真
	耐震改修の工事費用内訳書
	耐震改修に要した費用の領収書の写し(補助対象者宛てのものに限る)
	契約書の写し(一戸建ての住宅又は兼用住宅は除く)
	その他市長が必要と認める書類

6. 補助金の交付請求 (交付決定決定通知書を受け取った後に提出してください。)

「所沢市我が家の耐震改修補助金交付請求書(様式第9号)」と一緒に、「所沢市支払金口座振替依頼書」を提出してください。